

## 二宮町中小企業信用保証料補助要綱

(趣旨)

第1条 中小企業者の経営合理化促進及び振興を図ることを目的とする本町、又は神奈川県の融資制度を利用し、神奈川県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証を受ける中小企業者の信用保証料（以下「保証料」という。）の一部を予算の範囲内で補助することについては、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 補助は、次の各号に掲げる資金の融資にかかる保証料について行う。

- (1) 二宮町中小企業金融対策資金預託要綱第7条に基づく融資資金。
- (2) 二宮町創業者金融対策資金預託要綱第8条に基づく融資資金。
- (3) 神奈川県中小企業融資制度に基づく小規模事業資金。

2 前項の各資金の補助対象貸付限度額は、各資金の限度額に準ずる。

(補助の要件)

第3条 保証料の補助を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えてなければならない。

- (1) 町内に事業所を有し、現に事業を営んでいること。
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律第5条に定める中小企業者であること。
- (3) 町税及び国民健康保険税を完納していること。ただし、前条第1項第2号においては、町税のみ完納していること。

(補助金交付対象からの排除)

第4条 二宮町暴力団排除条例(平成23年条例第21号)第8条に規定する必要な措置として、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金交付の対象としないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員。(以下「暴力団員」という。)
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団。
- (3) 法人であって、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。
- (4) 法人格を持たない団体であって、代表者が暴力団員に該当するもの。

2 町長は、必要に応じて、補助金の交付の申請をした者又は交付の決定を受けた者が第1項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(補助額)

第5条 保証料の補助額は、次に掲げるものとする。

- (1) 第2条第1号及び第2号の資金の補助額は、保証協会に払い込んだ保証料の額(以下「払込額」という。)の3分の1に相当する額を補助し、なおかつ払込額の3分の2に相当する額については10万円を限度に補助する。
- (2) 第2条第3号の資金の補助額は、払込額に相当する額とし、限度額は5万円とす

る。

(3) 前2号の補助額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 保証料の補助を受けようとするものは、保証料を払い込んだ日から90日以内に取扱金融機関及び取扱保証協会を経由して、信用保証料補助金交付申請書(第1号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条により補助金交付申請を受けたときは、当該申請に係る内容が適当であるかどうかを審査し、信用保証料補助金交付決定通知書(第2号様式)によりその旨を通知する。

(補助金交付の時期)

第8条 補助金は、前条第1項の規定による通知後、当該申請者の請求に基づいて交付する。

(補助金の返還)

第9条 町長は次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金交付の決定取消し、又はすでに交付した補助金の全部、若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 借入保証期間及び金額が著しく減少し、払い込んだ保証料の還付を受けたとき。
- (2) 第2条第1項に掲げる融資資金の利用を変更したとき。
- (3) 第3条各号に掲げる要件を失ったとき。
- (4) 不正の方法により、補助金の交付を受けたとき。
- (5) 第4条第1項各号のいずれかに該当するとき。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

二宮町中小企業信用保証料補助金交付申請書

年 月 日	
二宮町長 殿	
住所 (法人) (個人)	_____
名称	_____
代表者名	_____ 印
生年月日	_____
電話番号	_____
<p>本事業所(私)は、 年 月 日現在、町税及び国民健康保険税の滞納はありませんので、二宮町中小企業信用保証料補助金を次のとおり申請します。</p> <p>なお、申請にあたり、町税・国民健康保険税の納税状況について町が確認することに同意いたします。(二宮町創業者金融対策資金については、町税のみとする。※)</p> <p>また、暴力団等でないことについて神奈川県警察本部長に対して確認を行うことに対して同意いたします。</p>	
1. 融資資金名	<input type="checkbox"/> 二宮町中小企業金融対策資金 <input type="checkbox"/> 二宮町創業者金融対策資金 <input type="checkbox"/> 県小規模事業資金
2. 資金の用途	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 設備資金 <input type="checkbox"/> 運転設備併用資金
3. 借入保証金額	_____円
4. 保証期間	年 月 日 ~ 年 月 日 年 ヶ月
5. 返済方法	金額一時返済・割賦返済 ヶ月 措置 ・ 回払
6. 保証料払込額	_____円 <small>算出根拠(計算式)</small>
7. 補助金申請額	_____円 ※100円未満の端数切り捨て
8. 営業の概要	営業の場所 <input type="checkbox"/> 上記と同じ <input type="checkbox"/>
	電話番号 <input type="checkbox"/> 上記と同じ <input type="checkbox"/> ( ) -
	営業の種類(業種)
	資本金(出資金) _____円
	従業員数 _____名
	町内での営業年数 _____年 ( _____年 月から)
<p>上記に対し、神奈川県信用保証協会の信用保証により貸付をしました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">取扱金融機関 _____ 印</p> <p>上記に対し借入保証を行い、信用保証料の払込があったことを確認します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">取扱保証協会 _____ 印</p>	

※1 町税・国民健康保険税を完納していない場合、この補助金は受けられません。  
 ※2 暴力団員等は、この補助金は受けられません。  
 ※3 この申請書は信用保証料を払込んだ日から90日以内に提出しない場合は無効です。  
 ※4 住所は、法人の住所と代表者個人の住所を記載してください。(同じ場合は法人のみで可)

様

二宮町長

二宮町中小企業信用保証料補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付け、申請のあった中小企業信用保証料補助金の交付決定について、次のとおり決定したので通知します。

交付の可否	<input type="checkbox"/> 交付する  <input type="checkbox"/> 交付しない (交付しない場合の理由)
交付金額	円
借入保証金額	円
保証料払込額	円
保証期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
条件	この補助金について、二宮町中小企業信用保証料補助要綱を厳守すること。